

柏市広告物掲載取扱要領

制定 平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日

施行 平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日

1 趣旨

この要領は，民間企業等との協働により新たな財源を確保するために，柏市が発行する印刷物や所有する財産を広告媒体として有効に活用し，民間企業等の広告を掲載する取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体の種類

民間企業等の広告を掲載する広告媒体は，印刷物を作成し，又は財産を管理する部署（以下「広告媒体を所管する部署」という。）がこの要領の趣旨を勘案して別途定める。

3 広告掲載基準

(1) 掲載することができる広告に関する基本的な考え方は，次のとおりとする。

ア 掲載する広告は，公共性を損なう恐れがなく，社会的に信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

イ 掲載する広告は，広告を掲載する印刷物や財産，場所の特性に配慮し，美観や風致を著しく害するものであってはならない。

(2) 掲載することができる広告は，次に定める事項のいずれにも該当しないものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）に掲げる風俗営業に該当するもの又はこれに類するもの

イ 政治活動，宗教活動，意見広告及び個人宣伝のみに係るもの

ウ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

エ 柏市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに定めら

れている暴力団，暴力団員並びに暴力団員等の利益につながるもの

オ その他掲載することが不適当と市長が認めるもの

- (3) 前号定めるもののほか，広告物媒体を所管する部署は，広告媒体の性質に応じて，広告内容及び当該広告のデザイン並びに当該広告を掲載する業種又は事業者に関する個別の広告掲載基準を定めることができる。

4 広告の規格等

広告の規格，掲載位置，広告料等は，広告媒体の性質に応じて，広告媒体を所管する部署が別に定める。

5 審査機関

広告掲出等に関し疑義が生じた場合の審査機関として，柏市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 審査会は，企画部長を委員長とし，委員はD X推進課長，財政課長，契約課長，広報広聴課長，広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長をもって充てる。
- (2) 審査会は，広告媒体の所管部長の求めに応じ，又は委員長が必要と認めたときに委員長が招集し，その議長となる。
- (3) 委員長は，必要があると認めるときは，審査会の会議に関係者の出席を求めて，その意見又は説明を聴くことができる。
- (4) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は，広告媒体を所管する部署が別に定める。

附 則

この要領は，平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要領は，平成25年 5月24日から施行する。

附 則

この要領は，平成26年11月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年 9 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 6 日から施行する。